

令和8年6月吉日

各地区薬剤師会 御中

一般社団法人沖縄県薬剤師会
会長 前濱 朋子
(公印省略)

送付書

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は本会の運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本会では、県内の薬剤師不足を解消するため沖縄県と連携し、薬剤師確保対策事業に取り組んでいます。その事業の一つとして、沖縄県が、沖縄県内への薬局又は病院への就職を条件に奨学金の一部を助成する「沖縄県薬剤師奨学金返還助成制度」を平成30年度に創設し、本会が委託を受け事業展開しております。

令和8年度の助成を希望する薬剤師や新卒者等へ、広く募集するための広報用ポスターとチラシを同封しましたので、ご周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、沖縄県薬剤師会ホームページからもご覧いただけます。

沖縄県薬剤師会ホームページ → トップページ →

沖縄県薬剤師奨学金返還助成制度(ポスター画像)をクリック

※沖縄県のホームページにリンク

末筆ではございますが、貴会の益々のご発展をお祈り申し上げます。

問い合わせ先

一般社団法人沖縄県薬剤師会

担当：平安山

電話：098-963-8930

FAX：098-963-8932

～沖縄県で就職を考えている薬剤師の皆様へ～

奨学金の返還を

最大

72万円

(※2年間沖縄県で
就業した場合)

助成します!

奨学金返還助成制度 令和8年度対象者募集

募集期間：令和8年6月1日(月)～令和8年8月31日(月)

募集定員5名程度 (北部・中部・南部地区で各1名程、宮古・八重山地区で計2名程)

対象者：次の(1)～(5)の全ての要件を満たす方を対象とします。

(1) 次の(ア)～(ウ)の全てに該当している者であること。

詳しくは
こちらへ



(ア) 薬剤師免許を有している者であること。

(イ) 県内に住所を有している者であること(助成対象年度に、薬剤師名簿に登録された者に限る。)又は、令和8年3月1日において県外に住所を有し、令和8年8月31日までに県内に転入し、県内に住所を有していること。

(ウ) 令和8年8月31日までに、沖縄県内の薬局又は病院で就業している者であること。

(2) 奨学金の貸与を受けていた者で、自ら奨学金を返還中であるか又は返還を開始する予定の者であること。※予定の者は、令和8年度中に奨学金の返還を開始することが必要となる。

(3) 奨学金の返還残額がある者であること。

(4) 奨学金の返還を滞納していない者であること。

(5) 一定の県内就業を助成要件とするその他の公的な返還助成制度を受けていない者であること。



よみがえれ!首里城

お問合せ・書類提出先

一般社団法人 沖縄県薬剤師会 〒901-1105 沖縄県島尻郡南風原町字新川218-10

TEL.098-963-8930 / FAX.098-963-8932

沖縄県薬剤師会

